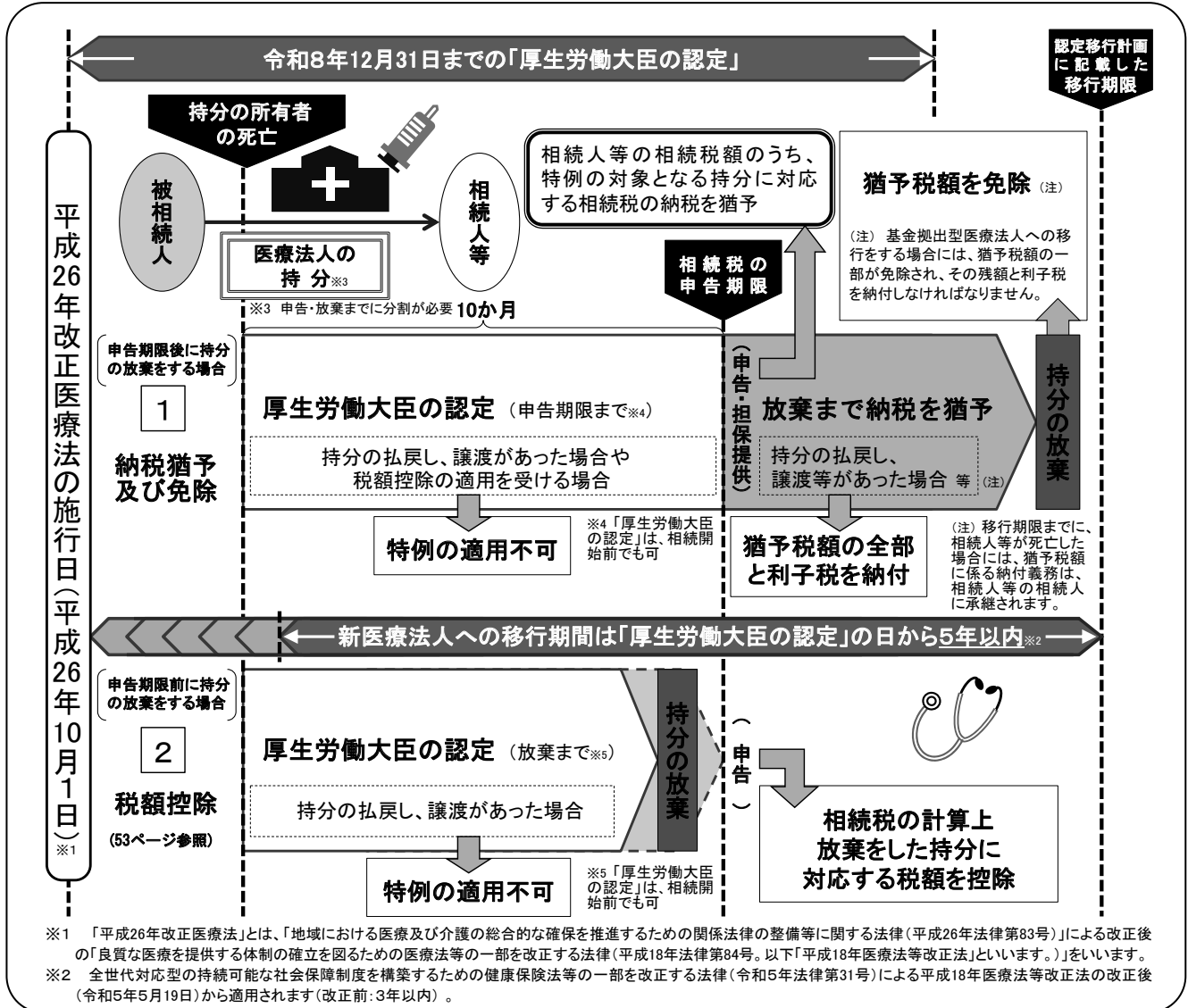


- (11) 医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除・税額控除（「申告書第8の4表、第8の4表の付表、第8の7表、第8の8表」92ページ参照）
特例の概要は、次の図のとおりです。



1 医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除

イ 特例のあらまし

相続人等が、医療法人の持分を被相続人から相続又は遺贈により取得した場合において、その医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人であるときは、納付すべき相続税のうち、この特例の適用を受ける持分の価額に対応する相続税については、一定の要件を満たすことにより、認定移行計画に記載された移行期限まで、その納税が猶予されます（以下猶予される相続税額を「医療法人持分納税猶予税額」といいます。）。

この医療法人持分納税猶予税額は、次に掲げる場合に該当したときには、その全部又は一部が免除されます。

◎ 医療法人持分納税猶予税額が免除される場合

認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに、次の①又は②に掲げる場合に該当することとなったとき（一定の場合を除きます。）には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる金額に相当する相続税額は、届出書を提出することにより、免除されます。

区分		届出により免除される額
①	認定医療法人の持分の全てを放棄※1した場合	医療法人持分納税猶予税額（全額）
②	認定医療法人が基金拠出型医療法人への移行をする場合において、持分の一部を放棄※1し、その残余の部分とその基金拠出型医療法人の基金として拠出※2したとき	医療法人持分納税猶予税額から基金として拠出した額に対応する部分の金額を控除した残額

※1 厚生労働大臣が定める「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則附則様式第7）を認定医療法人に提出することにより放棄しなければなりません。

2 基金として拠出した額に対応する部分の医療法人持分納税猶予税額と利子税は免除されません。

また、相続開始の時から相続税の申告期限までの間に、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、この特例の適用を受けることはできません。

①	医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合
②	医療法人の持分の譲渡をした場合
③	認定医療法人の持分の全部又は一部を放棄し、「医療法人の持分についての相続税の税額控除」（次ページ）の適用を受ける場合

(注) 1 「医療法人」とは、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「平成18年医療法等改正法」といいます。）附則第10条の2に規定する経過措置医療法人（平成19年4月1日前に設立された社団たる医療法人又は同日前に医療法第44条第1項の規定による認可の申請をし、同日以後に設立の認可を受けた社団たる医療法人であって、その定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けていないもの及び残余財産の帰属すべき者として同条第5項に規定する国若しくは地方公共団体又は厚生労働省令で定める一定の者以外の者を規定しているものをいいます。）をいいます。

2 「厚生労働大臣の認定」とは、平成18年医療法等改正法附則第10条の3第1項の規定による厚生労働大臣の認定をいいます。

3 「認定医療法人」とは、平成18年医療法等改正法附則第10条の4第1項に規定する認定医療法人であって、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成26年10月1日）から令和8年12月31日までの間に厚生労働大臣の認定を受けた医療法人をいいます。

4 「認定移行計画」とは、平成18年医療法等改正法附則第10条の4第2項に規定する認定移行計画をいいます。

なお、認定移行計画に記載する平成18年医療法等改正法附則第10条の2に規定する新医療法人（社団たる医療法人であって、その定款に残余財産の帰属すべき者として医療法第44条第5項に規定する国若しくは地方公共団体又は厚生労働省令で定める一定の者を規定しているものをいいます。）への移行期限は、厚生労働大臣の認定の日から起算して5年※を超えない範囲内のものであることが認定の要件となっています。

※ 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）による平成18年医療法等改正法の改正後（令和5年5月19日）から適用されます（改正前：3年）。

5 「基金拠出型医療法人」とは、平成18年医療法等改正法附則第10条の3第2項第1号ハに規定する基金拠出型医療法人をいいます。

ロ 特例を受けるための要件

この特例の適用を受けるためには、次の要件などを満たす必要があります。

（イ）被相続人の要件

医療法人の持分を有していた人であること。

（ロ）相続人等の要件

被相続人から相続又は遺贈により医療法人の持分を取得した人であること。

（ハ）医療法人の持分の要件

相続税の申告期限において認定医療法人の持分（遺産分割されているものに限りません。）であって、相続税の期限内申告書にこの特例の適用を受ける旨を記載したものであること。

（ニ）申告の手続

この特例の適用を受けるためには、**相続税の申告書を期限内に提出するとともに、医療法人持分納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保（この特例の適用を受ける認定医療法人の持分でなくても差し支えありません。）を提供**する必要があります。

(注) 相続人等が、担保を提供する時において有している認定医療法人の持分の全てを担保として提供した場合には、医療法人持分納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。その際の提出書類は次に掲げるとおりです。詳しくは税務署（管理運営担当）にお尋ねください。

認定医療法人の持分の全てを担保とする場合の担保提供関係書類
・ 相続人等が有する認定医療法人の持分についての質権設定の承諾書 ・ 印鑑証明書（質権設定の承諾書に押印したもの） ・ 特例の適用に係る認定医療法人が、相続人等が有する持分に質権を設定されることについて承諾した旨が記載された公正証書など、租税特別措置法施行規則第23条の12の8第1項第3号に規定する書類

ハ 医療法人持分納税猶予税額の納付

① 医療法人持分納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている相続税額は、次の表に掲げる場合に該当することとなったときは、その相続税額の全部又は一部を納付しなければなりません。この場合の納付期限については、税務署にお尋ねください。

◎ 医療法人持分納税猶予税額の全部確定

a	相続税の申告期限から認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までの間に、認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合
b	相続税の申告期限から認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までの間に、認定医療法人の持分の譲渡をした場合
c	認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに、新医療法人への移行をしなかった場合
d	認定医療法人の認定移行計画について、厚生労働大臣の認定が取り消された場合
e	認定医療法人が解散をした場合（合併により消滅をする場合を除きます。）
f	認定医療法人が合併により消滅をした場合（合併により医療法人を設立する場合において相続人等が持分に代わる金銭その他の財産の交付を受けないときなど一定の場合を除きます。）

◎ 医療法人持分納税猶予税額の一部確定

認定医療法人が認定移行計画に記載された移行期限までに、基金拋出型医療法人への移行をする場合において、相続人等が認定医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拋出型医療法人の基金として拋出したとき

② 利子税

上記①により納付する相続税額については、相続税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間（日数）に応じ、年6.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の利子税特例基準割合^(注)が7.3%に満たない場合には、その年中においては次の算式により計算した割合（0.1%未満の端数は切捨て、その割合が0.1%未満の割合である場合は年0.1%）になります。

（算式）

$$6.6\% \times \frac{\text{利子税特例基準割合}^{(注)}}{7.3\%}$$

（注）「利子税特例基準割合」については、27ページの②の※を参照してください。

二 納付義務の承継

認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに、この特例の適用を受ける相続人等が死亡した場合には、その相続人等に係る医療法人持分納税猶予税額の納付義務は、その相続人等の相続人が承継することになります（死亡した相続人等に係る医療法人持分納税猶予税額は、免除されません。）。

2 医療法人の持分についての相続税の税額控除

イ 特例のあらまし

相続人等が、被相続人から相続又は遺贈により医療法人の持分を取得した場合において、その医療法人が相続開始の時において認定医療法人（相続税の申告期限又は令和8年12月31日のいずれか早い日までに厚生労働大臣の認定を受けた医療法人を含みます。）であり、かつ、相続人等が相続開始の時から相続税の申告期限までの間に、認定医療法人の持分の全部又は一部を放棄したときは、その相続人等の相続税額から放棄相当相続税額を控除します（相続税額から控除する放棄相当相続税額を「医療法人持分税額控除額」といいます。）。

なお、相続開始の時から相続税の申告期限までの間に次の①又は②のいずれかに該当する場合には、この特例の適用を受けることはできません。

①	医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合
②	医療法人の持分の譲渡をした場合

（注）「医療法人持分税額控除額」とは、認定医療法人の持分の価額を相続人等に係る相続税の課税価格とみなして計算した金額のうち、その相続人等により放棄がされた部分に相当するものとして、次に掲げる場合

に応じて計算した金額をいいます。

区 分		税額控除額
①	認定医療法人の持分の全てを放棄 ^{※1} した場合	医療法人持分納税猶予税額に相当する金額
②	認定医療法人が基金拋出型医療法人への移行をする場合において、持分の一部を放棄 ^{※1} し、その残余の部分をその基金拋出型医療法人の基金として拋出 ^{※2} したとき	医療法人持分納税猶予税額に相当する金額から基金として拋出した額に対応する部分の金額を控除した残額

※1 厚生労働大臣が定める「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則附則様式第7）を認定医療法人に提出することにより放棄をしなければなりません。

2 基金として拋出した額に対応する部分の相続税額は税額控除の対象となりません。

ロ 特例を受けるための要件

この特例の適用を受けるためには、次の要件などを満たす必要があります。

（イ） 被相続人の要件

医療法人の持分を有していた人であること。

（ロ） 相続人等の要件

被相続人から相続又は遺贈により医療法人の持分を取得し、かつ、相続開始の時から相続税の申告期限までの間に認定医療法人の持分の全部又は一部を放棄した人であること。

（ハ） 医療法人の持分の要件

持分の放棄をした時において認定医療法人の持分（遺産分割されたものに限りません。）であって、相続税の期限内申告書にこの特例の適用を受ける旨を記載したものであること。

なお、厚生労働大臣の認定を受ける前に放棄をした持分については、この特例の適用を受けることはできません。

（ニ） 申告の手続

この特例の適用を受けるためには、**相続税の申告書を期限内に提出**する必要があります。

個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例（贈与税の特例）

医療法人の持分を有する人の死亡に伴い、その医療法人の持分を有する他の人の持分の価額が増加し、相続税法第9条の規定の適用がある場合において、次の¹又は²のいずれかの特例の適用を選択したとき（¹の特例を選択する場合には、その医療法人が贈与税の申告期限において認定医療法人であるときに限ります。また、²の特例を選択する場合には、その医療法人の持分の放棄をするときにおいて認定医療法人であるときに限ります。）は、その持分の価額の増加による経済的利益については、贈与（遺言により持分が放棄された場合であっても贈与）により取得されたものとみなされ、贈与税の課税価格に算入されます。

なお、その経済的利益については、相続開始前3年以内に贈与があった場合の4ページのハの規定の適用はされず、相続税の課税価格に加算されません。

（注） この特例は、次の¹又は²のいずれかの特例の適用を受けることを選択した場合に限り、適用されます。

この場合、遺贈により取得したものとされる経済的利益は贈与により取得されたものとされ、死亡した人は「贈与者」と、死亡に伴い経済的利益を受けた他の人は「受贈者」として、次の¹又は²の特例の適用を受けることができます。

¹ 医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除（贈与税の特例）

認定医療法人の持分を有する人（贈与者）が、その持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、その認定医療法人の持分を有する他の人（受贈者）に対して贈与税が課される場合において、その経済的利益の価額に対応する贈与税については、一定の要件を満たすことにより、認定移行計画に記載された移行期限まで、その納税が猶予されます。

また、認定移行計画に記載された移行期限までに、認定医療法人の持分の全部を放棄した場合や認定医療法人が基金拋出型医療法人への移行をした場合には、その放棄をした持分の額に対応する納税猶予分の贈与税が免除されます。

² 医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の税額控除（贈与税の特例）

認定医療法人の持分を有する人（贈与者）が、その持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、その認定医療法人の持分を有する他の人（受贈者）に対して贈与税が課される場合において、その受贈者がある贈与者による放棄の時から贈与税の申告書の提出期限までの間に、その認定医療法人の持分の全部又は一部を放棄したときは、その受贈者の贈与税から放棄をした持分の額に相当する贈与税額を控除します。